○埼玉県警察スクール・サポーター運営要綱

平成14年３月29日

埼例規第34号・少

警　察　本　部　長

埼玉県警察スクール・サポーター運営要綱の制定について（例規通達）

学校、地域、警察との連携による、中学生を対象とした非行防止対策を効率的に推進するため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成14年４月１日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

別添

埼玉県警察スクール・サポーター運営要綱

第１　趣旨

この要綱は、埼玉県警察スクール・サポーター（以下「スクール・サポーター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　任用

スクール・サポーターは、人格高潔で少年警察活動に造けいが深い者をもって充てるものとし、その任用に当たっては選考によるものとする。

第３　職務

スクール・サポーターは、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）の指示を受け、中学校等における非行防止活動を支援するため、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

なお、各職務の詳細については、スクール・サポーターの具体的な活動要領（別表１）のとおりとする。

(1)　校内外のパトロール活動への支援

(2)　学校行事等への支援

(3)　校内非行グループを形成する生徒及びその保護者（以下「対象生徒等」という。）への指導及び助言

(4)　非行防止教室等の実施

(5)　その他少年課長から命じられた事項

一部改正〔平成29年第177号〕

第４　対象となる中学校

スクール・サポーターの支援活動は、校内暴力事件の発生、校内非行グループを形成する生徒等による授業妨害、不良行為等による学校現場の混乱、生徒と暴走族等地域非行集団との交友による非行の拡大等非行化が著しいと認められる中学校を対象とする。

第５　スクール・サポーターの派遣

１　スクール・サポーターは、学校の要請に基づき派遣する。

２　警察署長は、管内の中学校において進行中の事案、校内外の非行情勢等から特定の中学校に対する継続的支援の必要性を認知し、又は特定の学校からスクール・サポー

ターの派遣要請に関する相談を受けたときは、少年課長に通報しなければならない。

3　少年課長は、前記２の通報を受けたときは、当該中学校の意向を確認の上、当該警察署長と協議し、当該中学校に対するスクール・サポーターの派遣を決定するものとする。

4　少年課長は、スクール・サポーターの派遣を決定したときは、担当するスクール・サポーターを指定し、その氏名を当該中学校に通知するものとする。

5　スクール・サポーターは、少年課長及び所轄警察署長の指示を受け、学校関係者と十分協議し、学校関係者の理解と協力を得た上、その意向を尊重して対策を進めなければならない。

6　少年課長は、スクール・サポーターの派遣先中学校における非行、問題行動等が改善されたと判断したときは、当該中学校の意向を確認の上、所轄警察署長と協議し、当該中学校に対するスクール・サポーターの派遣を終了するものとする。

一部改正〔平成29年第177号〕

第６　危害防止のための措置

少年課長は、スクール・サポーターにパトロール活動並びに対象生徒等に対する面接や訪問による指導及び助言を行わせる場合で、危害を受けるおそれのあるときは、接触する場所及び時間、活動内容等を勘案し、複数による対応、少年警察部門の職員の同伴等受傷事故を防止するための必要な措置をとるものとする。

第７　警察署長の措置

警察署長は、スクール・サポーターに対し、管内における少年非行情勢及び派遣先中学校に関する情報を提供し、及び前記第６に規定する危害防止のための措置を講じるとともに、教育委員会等関係機関、団体への協力要請等その活動が円滑に推進されるための必要な措置を講じるものとする。

一部改正〔平成29年第177号〕

第８　勤務時間及び勤務計画

1　少年課長は、スクール・サポーターの勤務時間について、あらかじめ勤務時間区分表（別表２）により指定するものとする。

2　スクール・サポーターは、翌月分の勤務計画をスクール・サポーター勤務計画表（別記様式第１号）により毎月25日までに少年課長へ提出しなければならない。

一部改正〔平成23年第424号、29年第177号〕

第９　研修等

少年課長は、スクール・サポーターに対し、必要な知識、技術を習得させるための研修を行うほか、問題解決能力を向上させるための各種教養を行わなければならない。

第10　実施報告

スクール・サポーターは、活動を行った都度活動結果報告書（別記様式第２号）により、非行防止活動の実施状況を少年課長に報告するものとする。

一部改正〔平成18年第287号〕

実施日

この例規通達は、平成14年４月１日から実施する。

実施日　（平成17年３月31日少第151号）

この通達は、平成17年４月１日から実施する。

実施日　（平成18年４月25日少第287号）

この通達は、平成18年５月１日から実施する。

実施日　（平成19年３月30日務第889号）

この通達は、平成19年４月１日から実施する。

実施日　（平成21年３月31日務第877号）

この通達は、平成21年４月１日から実施する。

実施日　（平成23年８月30日務第424号）

この通達は、平成23年９月１日から実施する。

実施日　（平成29年３月31日少第177号）

この通達は、平成29年４月１日から実施する。

別表１（第３関係）

スクール・サポーターの具体的な活動要領

校内外のパトロール活動への支援	教職員と連携した校内外のパトロール活動を行い、校内暴力、生徒間トラブル、器物損壊その他の違法行為を早期発見し、非行、問題行動等の抑止及び学校周辺における中学生が対象となる事件事故の抑止を図る。
学校行事等への支援	中学校からの依頼に基づき、体育祭、合唱祭、卒業式等の学校行事において、教職員と連携して非行、問題行動等の抑止を図り、円滑な進行を支援する。
対象生徒等への指導及び助言	対象生徒等に対し、教職員と連携した面接及び家庭訪問等による指導及び助言を継続して実施し、信頼関係に基づく木目細かな指導を行い、校内外における非行、問題行動等の抑止及び保護者や教職員の指導力向上を支援する。
非行防止教室等の実施	中学校からの依頼に基づき、全校単位又は学年単位等で校内の情勢に応じた非行防止教室や薬物乱用防止教室等を行い、規範意識の醸成及び校内外における非行・問題行動の抑止等を図る。
その他少年課長から命じられた事項	前記の活動に関連した少年相談、街頭補導活動、非行少年及び被害少年等への立ち直り支援、関係機関、団体との連携等少年課長から指示された活動とする。

別表２（第８関係）

勤務時間区分表

区分		勤務時間
A	1	６時～12時40分
	2	７時～13時40分
	3	８時～14時40分
	4	８時30分～15時10分
	5	９時～15時40分
	6	９時30分～16時10分
	7	10時～16時40分
	8	10時50分～17時30分
	9	11時30分～18時10分
	10	12時～18時40分
	11	12時30分～19時10分
	12	13時～19時40分
	13	14時～20時40分
	14	15時20分～22時
B	1	６時～11時40分
	2	７時～12時40分
	3	８時～13時40分
	4	８時30分～14時10分
	5	９時～14時40分
	6	９時30分～15時10分
	7	10時～15時40分
	8	10時50分～16時30分
	9	11時30分～17時10分
	10	12時～17時40分
	11	12時30分～18時10分
	12	13時～18時40分
	13	14時～19時40分
	14	15時～20時40分
	15	16時20分～22時
C	1	９時～15時
	2	９時～16時

（注）　１　Ａ及びＢ区分の勤務時間には40分の休憩時間を含む。

　　２　Ｃ区分の勤務時間には１時間の休憩時間を含む。

別記様式第１号（第８関係）

スクール・サポーター勤務計画表（　　月分）

日	曜日	勤務時間区分	勤　務　内　容	日	曜日	勤務時間区分	勤　務　内　容
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16							

別記様式第２号（第10関係）

A	B	C	D	E

整理番号

活 動 結 果 報 告 書

派遣回数	回
巡回回数	回

活動年月日	年　月　日（　）	少年サポートセンター　分室	
学　校　名 （活動場所）		担　当　者	

時間	活動区分	内　容

※　「派遣回数」は通常派遣日の活動実施回数を、「巡回回数」は前記派遣日以外の支援活動実施回数を、累計して記載するものとする。